

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

意思の欠缺

欠缺の読み方

忘れられない恥ずかしい思い出があります。大学の卒業間近、ゼミの友人と民法について話をしてきたときのことです。

私 「あのさあ、意思のケツケツについてさあ……」

友人 「ケンケツでしょ。吉田は昔からずっとケツケツって読むよね」

穴があったら入りたいというのは、まさにこのときのことです。どうやら長年、読み間違えていたようなのです。「欠けていること」を意味する「欠缺」を「ケツケツ」と読んでいたのです。

「言い間違いに気づいているなら、早く指摘してくれよ〜」。まず、その友人を恨みました。その後で、得意げに「ケツケツ」読みで法律談義をしてしまった相手の顔が次々と浮かびました。

意思表示

民法では「意思表示」という用語をよく目にします。意思表示というのは、法律効果を発生させようとする思いを外部に示すことをいいます。

例えば、八百屋の店先で「このバナナください」と言えば、「店先のバナナを買う」という意思表示となります。そもそも「買ってください(売買契約の申し込み)」という意味で八百屋はバナナを店先に並べているのです。ですから「バ

「意思が欠けている」ってどんな場合？

そんな疑問にお答えします。

ナナください」で売買契約が成立するのです。契約が成立した時点でバナナは買い手の物になりますし、買い手はバナナの代金を支払わなくてはなりません。意思表示というのは、こうした法律効果の発生を求めることなのです。

意思の欠缺

意思の欠缺というのは、意思表示のもとになる意思が欠けていることをいいます。少し古い言葉なので、今は「意思の不存在」と表現されることが多くなっています。

例えば、バナナをたくさん仕入れてしまったけれど、なかなかバナナが売れなかったとします。そのときに、八百屋が友人に頼んで次のような芝居を打ったとしたらどうでしょう。いわゆる「サクラ」というものです。

友人 「いいバナナだね、1つもらおうか」

八百屋 「あいよ、お客さん目利きだね」

この場合、しょせん頼まれての芝居なので、友人は本当にバナナを買うつもりはありません。バナナはお礼として後でもらえるかもしれませぬ。

相手方と示し合わせて虚偽の意思表示をすることを「虚偽表示」または「通謀虚偽表示」といいます。民法94条1項は、虚偽表示の効果は無効(最初から効力を生じない)としています。

<small>きよぎひょうじ</small> 虚偽表示	(例) 売るつもりがないのに「売ってあげる」と言い、相手も買うつもりもないのに「買うよ」と言う
---------------------------------------	---

心裡留保

民法には、意思の欠缺の場合としてほかに、しんりりゆうほ心裡留保と錯誤が定められています。

少し難しい言葉ですが、心裡というのは「心のうち」という意味です。「留保」というのは「とどめておく」という意味です。何を心のうちにとどめておくのかということと「真意」です。そうです、心裡留保は売るつもりがないのに「売る」と言うなど、真意ではないことを知りながら意思表示することをいいます。

ただ、相手方はそんな真意を知らないのが普通です。ですから、心裡留保だからといって、その意思表示の効果が妨げられることにはなりません。うその意思表示をあえてしたのですから、その責任を取るのは当然のことです。しかし、「相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知るまたことができたときは」その意思表示は無効となります(93条1項)。

<small>しんりりゆうほ</small> 心裡留保	(例) 売るつもりもないのに「売ってあげる」と言う
---------------------------------------	---------------------------

錯誤

錯誤の場合にも意思の欠缺があります。錯誤というのは、表示行為についての意思が無いことに自分では気がついていない場合です。

例えば、10万円と言うべきところを1万円と言ってしまったような「表示行為の錯誤」(95条1項1号)がまず挙げられます。1香港ドルは1ドルと同じ価値だと誤解して「1香港ドルで売る」と言ってしまった場合も、表示行為の錯誤

となります。

また、錯誤にはこんな場合もあります。古い傷だらけのネズミの人形を、初期のミッキーマウス人形と勘違いして高い値段で買うと言ったような場合です。確かに、その古い人形を買おうという意思はあるのです。そして、「この人形ください」と言ったのですから、意思と表示行為に食い違いはありません。しかし、ただの古い傷だらけのネズミの人形だと知っていたら「この人形ください」とは言わなかったはずで、こうした錯誤を「動機の錯誤」といいます。条文では「法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」(95条1項2号)と表現しています。

表示行為の錯誤の場合も、動機の錯誤の場合も、その意思表示を取り消すことができます。ただ、動機の錯誤の場合には、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り」取り消すことができるとされています(95条2項)。これには取引の相手方に思わぬ損害を与えるのを防ぐねらいがあります。先ほどの例では「わあ、すごい！ これ、貴重な初期のミッキーマウスの人形だ。いくらですか？」などといったやりとりがされていたら取り消すことができるでしょう。

なお、錯誤による取消しは、錯誤に陥ったことに重大な過失がある場合には、できないこととなっています。よく見たら「ファンシーネズミのチューちゃん」というタグがその人形に付いているような場合には、取消しが主張できないかもしれません。

<small>ひょうじこうい</small> 表示行為の錯誤	(例) 10万円と言うべきところを1万円と言ってしまった
--	------------------------------

<small>どうきさくご</small> 動機の錯誤	(例) 古い傷だらけのネズミの人形を初期のミッキーマウス人形と勘違いして買いたいと言ってしまった
---------------------------------------	--